

なお、登録の抹消を申し出た者は、予告期間が終了したときは、十日以内に登録票を登録に関する管轄地方厚生(支)局長に返納しなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)
- 二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第二項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第一百十条第四項(これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があったとき。
- 四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定により報告

若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(平一四法一〇二・追加・一部改正、平一八法八三・一部改正)

【要旨】

保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し(第八十条)

この条は、保険医療機関または保険薬局の指定取消事由、すなわち、契約解除事由を列挙したものである。しかし、この事由に該当すれば、ただちに指定取消しとなるのではなく、情状により、取消処分を行わないこともある。また、違反しても取消事由にはならない。なお、取消処分を行う場合には地方社会保険医療協議会に諮問しなければならない。

平成十八年改正においては、取消事由の追加が行われ、保険医療機関または保険薬局の開設者または管理者が、保健医療に関する法律の規定によって罰金の刑に処された場合および禁錮以上の刑に処された場合ならびに保険医療機関または保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律に基づく命令もしくは処分違反したときには、指定を取消することができることとされた。これは、平成十七年の介護保険法改正により、指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由として、保健医療または福祉に関する法律の規定によって罰金の刑に処された者や、禁錮以上の刑に処された者が追加されたこととの整合性を図るとともに、質の高い保険医療を提供し、医療保険制度の適正な運用に対する国民の信頼を保つ観点から、規定が設けられたものである。

【解釈と運用】

(一) 「第七十二条第一項の規定に違反したとき」

第七十条第一項の規定により、保険医療機関または保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医または当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の規定による命令の定めるところにより診療または調剤にあたらせる責務があるからである。

違反に関する具体的事例は、次のようなものである。

- (イ) 濃厚診療
- (ロ) 漫然診療

(イ) 治療方針違反

(二) 保険診療で認められていない療法等の実施

(ホ) 薬価基準未収載医薬品の使用

(ハ) 厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料の使用

(ト) 診療録の記載不備

(二) 「相互の注意及び監督」

通常人が通常の場合に行う注意監督以上のもので、善良な管理者の注意義務よりも強度のものである。医療法第十二条および第十五条の規定により、機関の開設者が管理者たり得る場合は、原則として自ら管理者となり、医師、歯科医師等を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならないが、開設者が管理者でない場合には、管理者にこの注意監督義務がある。さらに、管理者が多数人を使用している場合、注意監督義務を事務長、各部長等に任せているときは、民法第七百十五条第二項（使用者の責任）の規定により、その者にもあると考えられる。

(三) 「厚くしたとき」

尽くされているかどうかは、機関にその挙証責任がある。

(四) 「第七十条第一項の規定に違反したとき」

具体的事例としては、次のようなものが考えられる。

- (イ) 被保険者証により受給資格を確認しないで当初から無資格者の診療を取り扱い、または、受給資格喪失後も引き続き診療を継続している場合
- (ロ) 一部負担金を受領していない場合、または、その受領額が不当である場合
- (ハ) 証明書、意見書等（傷病手当金にかかる意見書を除く。）の交付に関して文書料を徴収している場合

保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し（第八十条）

(二) 診療録の整備が行われていない場合または記載不備の場合

(五) 「療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第一百零四条第四項の規定による支払に関する請求について不正があったとき」請求に関する不正の具体例には、次のようなものがある。

- (イ) 振替請求
- (ロ) 付増請求
- (ハ) 架空請求
- (ニ) 重複請求

なお、第一百零四条第四項の規定による支払いとは、被扶養者が保険医療機関等において療養を受け、保険者が被保険者に代わり当該保険医療機関に対し療養に要した費用を支払う場合の支払いをいう。

(六) 「従業者がその行為をした場合」

たとえば、保険医療機関の開設者または管理者は監査のために立ち入りに応じたが、その従業者が開設者または管理者の指示、抑制にもかかわらず監査官の立ち入りをスクラムを組んで拒んだ場合等で、その従業者のうち、保険医、保険薬剤師については、次の条で登録の取消しを受けるが、機関としては、相当の注意監督が尽くされた場合には指定取消しにはならない。

(七) 「その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの」

令第三十三条の三第一項において列記されており、詳細は第六十五条の【解釈と運用】（九）を参照。

(八) 「その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの」

令第三十三条の三第二項において列記されており、具体的には、①医療保険に関わる法律として、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法および高齢者の医療の

確保に関する法律、②医療機関等を規制する法律として、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、③医療従事者を規制する法律として、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法が掲げられている。

(九) 「法律に基づく命令若しくは処分」に違反したとき

「法律に基づく命令若しくは処分」に違反したとき」とは行政処分の段階であり、「罰金の刑」または「禁錮以上の刑」という実刑と比べ、社会的責任の面からも軽微であるため、その対象者を管理者まで含めずに開設者のみとしている（実刑を受けるといふ重大な事項については、開設者のみならず管理者も含めるべきであるが、行政処分の段階において管理者まで含めると厳しすぎるため）。第九号における対象者を第八号よりも限定的に解することは、罰則上の均衡を保つ観点からも、一定の合理性があり、介護保険法においても同様の理由から対象者を開設者のみとしている。

【手続】

- (1) 地方厚生（支）局長は、指定の取消しを行ったときには、指定政令第一条の規定により、すみやかに、次に掲げる事項を公示する。
 - 一 病院もしくは診療所または薬局の名称および所在地
 - 二 指定を取り消した旨および取消しの年月日
- (2) なお、指定の取消しを行う場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条の規定により聴聞を行わなければならないが、その具体的な手続については、同法第二節（第十五条から第二十八条）によることとなる。

健康保険法の解釈と運用

平成29年度版

昭和33年12月 初版発行
平成29年7月 第12版発行

定価 本体 28,000円+税



発行所 株式会社 法 研

<http://www.sociohealth.co.jp>

発行者 東 島 俊 一

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 販売 (03) 3562-7671

編集 (03) 3562-7668

振替口座 00120-8-196899

九州事務所・福岡市中央区今泉1-12-8 (〒810-0021) ☎092-712-8305

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎06-6364-1884

法研中部・名古屋市中区丸の内3-7-19 (〒460-0002) ☎052-962-5821

06121101-72000103-060300-1707

©不許可複製